

い。

回答 町長

今回の認定は、隠岐の自然・独自の生態系・黒曜石等を交易材料とした人の営みを関連付けて説明できることが認定につながったものだと思います。

隠岐は、国賀海岸をはじめとして、赤壁、白鳥海岸、島前カルデラなど大変素晴らしい絶景がある。

ジオパーク推進協議会では、隠岐地域の調査・研究を行う大学などの研究機関の誘致を積極的に行っており、学生等が隠岐を研究テーマに来島した時には、ガイドをつけたり地質に関する資料の提供などの支援を行っている。

「地質に関する知識」について、ジオパークを推進する上での基礎となるものと認識しており、島根大学をはじめとした地質学者を講師として招いたガイド養成講座、これまでも18回行っているが、引き続き開催する予定である。

こうした専門的な知識が必要な誘致活動については、島根県や隠岐4ヶ町村で構成される隠岐世界ジオパーク推進協議会で取り組んでいきたい。

中上 省三 議員



質問 別府港、第2ターミナルビル内にATMの設置

隠岐世界ジオパークに認定され、今後は観光客が増えるものと思う。本町では現金決済が主流であるため、島前の玄関口である別府港第2ターミナルにATMの設置が必要である。各金融機関の協力をいただき設置するべきと思うが町長の所信を伺いたい。

回答 町長

隠岐ジオパークの世界認定に伴い観光客数の増加など、交流人口の拡大によって町内消費、あるいは地元金融機関の利用者増につながることは、大変喜ばしいことである。

ATMの設置個所が増えれば利便性の向上につながることから、各金融機関へはそういった声を届けはするが、設置の判断については、設置費（イニシャルコスト）、保守管理、セキュリティ

ティ、費用対効果などの問題もあり、最終的には金融機関が判断することである。

安達 静香 議員



質問 学校給食について

本町は、県内でも地場産物活用の割合が少ないのが現状である。JA、JFとの連携を強化し、供給体制を整備すべきと考えるが所見を伺う。

回答 教育長

活用割合が低い理由としては、生産量、生産者の安定供給の問題、魚介類については、ある程度の下処理がしてあることなどの要因がある。

JFの意向としては、下処理の手間等に非常に厳しい面もあるが、地場産物の活用、あるいは魚食普及の面から関心を示しているので、可能であれば価格や運用面の協議をしていきたい。また、現在の仕入れ先との連携強化や、加工施設を経営する民間会社との連携も検討したい。

JAとの連携に関しては、現在納入している一般商店への影響、生産量の確保、価格等様々な問題もあるが、地場産物の活用の可能性の有無も含めて協議・検討していきたい。

質問 海岸漂着物対策について

観光地としての景観保持の必要性から、海岸漂着物の清掃を観光客が増えるGWまでにすべきだと考えるが所見を伺う。

回答 町長

本格的な観光シーズンに入るゴールデンウィーク前に、海岸漂着ゴミを処理するのが景観上好ましいのは誰もが思うところであるが、補助金を活用した事業は、事務手続き上困難である。

国賀浜・由良浜・外浜などの観光スポットについては、年間を通じて適時清掃を行っており、国賀海岸はゴールデンウィーク前にボランティアによる清掃活動を実施している。

西ノ島町議会

広報調査特別委員会

平成 24 年度の財政健全化判断比率及び 資金不足比率の公表について

皆さんは「地方公共団体の財政健全化に関する法律」という法律をご存知でしょうか？

この法律は地方公共団体の財政健全化に関する比率の公表の制度を設け、財政の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、この計画の実施の促進を図る行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政健全化に役立てることを目的とするものです。

地方公共団体は、毎年度、4つの健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）と簡易水道や下水道などの公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととされています。



●実質赤字比率

一般会計等の赤字額を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものです。赤字額を標準財政規模と比較して示すことにより、赤字の深刻度を把握することができます。

本町の平成24年度における決算では該当となる会計の収支が黒字であったので、昨年度に引き続き実質赤字比率は生じませんでした。

●連結実質赤字比率

すべての会計の赤字額と黒字額を合算して、その団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものです。赤字・黒字の要素を合算し、地方公共団体全体としてみた収支における資金の不足の深刻度を把握することができます。

本町の平成24年度における決算では全会計を合計した収支が黒字であったので、昨年度に引き続き連結実質赤字比率は生じませんでした。

●実質公債費比率

一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費やこれに準ずる経費をその団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年間の平均値です。

本町の平成24年度の実質公債費比率は12.5%となりました。昨年の値（14.6%）より2.1ポイント改善し、法律に定める基準の範囲内の結果となっています。

●将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている額を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除のうえ、その団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額で除したものです。

本町の平成24年度の将来負担比率は85.5%となりました。昨年の値（94.4%）より8.9ポイント改善し、法律に定める基準（350%）の範囲内の結果となりました。

●資金不足比率

簡易水道や下水道といった公営企業会計における赤字額について、公営企業の料金収入に対する比率で表したもので、公営企業における資金不足の状況を表したものです。

＝簡易水道事業＝

簡易水道事業は収支が黒字であったために資金不足比率が生じませんでした。

＝下水道事業＝

下水道事業は収支が黒字であったために資金不足比率は生じませんでした。

財政課